様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　　2024年　　11月　　8日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）あさひぜいりしほうじん  一般事業主の氏名又は名称　朝日税理士法人  （ふりがな）なかじま　しげる  （法人の場合）代表者の氏名 中島　茂  住所　〒102-0093  東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階  法人番号　　6010005010574  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取り組みについて（第2訂） | | 公表日 | 2024年　　9月　　11日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ・公表方法：WEB  ・公表場所：HOME＞ナレッジ＞DXへの取り組みについて（第2訂）  ・記載箇所：朝日税理士法人のDX推進に向けてのビジョン  ・URL：<https://www.asahitax.jp/knowledge/10475/> 　　　　　　　⇒ 　URL：<https://www.asahitax.jp/knowledge/other/> 　　　　　　　⇒ 　URL：<https://www.asahitax.jp/knowledge/12042/> | | 記載内容抜粋 | 朝日税理士法人はDX推進に向けて「デジタルを前提とした顧客起点の大幅な生産性向上と新たな価値創造への挑戦」というビジョンを掲げ、それに向けて日々研鑽しております。近年急速にデジタル化が進み社会の構造が大きく変化しつつあり、それは今後ますます顕著になってくるものと考えております。税理士業務も例外ではなく、電子申告をはじめとしてデジタル化が進んでいます。今後の税理士法人はデジタル化に対応するだけではなく、デジタル化が進む中で新たな価値を創出していかなければクライアントのニーズを満たすことはできず、また税理士法人としての社会的責任を果たすこともできないものと考えております。DXを推進し新たな価値の創造に取り組む税理士法人こそが今後社会やクライアントから受け入れられ、そうでない税理士法人は淘汰されていくと思われます。このため、私ども税理士法人のDX推進は必須と考えており、社会やクライアントの環境が目まぐるしいスピードで変化している中でデジタル技術を活用し、新たな価値創造へ挑戦していく所存です。また、Asahi DX プロジェクトを立ち上げ、DXを推進しております。朝日税理士法人は税理士業界で多々見受けられる紙の作業を中心とした労働集約型のビジネスモデルから脱却し、デジタル技術を活用することにより労働生産性を向上させ、クライアントに向き合う時間を増やし、コンサルティングの質と量を向上させ、また情報の提供等を積極的に行っていくことを考えております。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 経営の意思決定機関として社員会を設置しており、基本方針（ビジョン）やDXの取り組み等は社員会の決定に基づいております。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取り組みについて（第2訂） | | 公表日 | 2024年　　9月　　11日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ・公表方法：WEB  ・公表場所：HOME＞ナレッジ＞DXへの取り組みについて（第2訂）  ・記載箇所：『DX推進に向けた具体的な戦略について、 　　　　　　　　　　DX推進に向けた環境整備の方針』  ・URL：<https://www.asahitax.jp/knowledge/10475/> 　　　　　　　⇒ 　URL：<https://www.asahitax.jp/knowledge/other/> 　　　　　　　⇒ 　URL：<https://www.asahitax.jp/knowledge/12042/> | | 記載内容抜粋 | デジタル技術を活用することにより情報の早期提供及び生産性の向上を随時提案していき、また新たなサービス価値の創出を目指してまいります。  当法人は、あらゆるプロセスのデジタル化を推進することで、クライアントとのコミュニケーションに注力し、サービス品質を最大化できる環境を整えてまいります。  ＜コミュニケーション＞  場所を選ばず、活発なコミュニケーションが可能な環境整備を継続的に行ってまいります。WEB会議やチャットツールをはじめ、様々なコミュニケーションツールを活用し、クライアントならびに社内におけるコミュニケーションの活性化を図ります。  ＜業務効率化ツールの導入＞  RPAやAI-OCRによる業務自動化、生成AIを活用した情報収集とナレッジの共有、グループウェアシステムの統合およびワークフローシステムとの連携、ペーパーレス化によるコスト削減、内部統制強化に取り組んでまいります。また、クラウド電子契約、電子請求書の導入により、事務作業の効率化と保管・管理の簡略化に取り組んでまいります。  ＜クライアントとのデータ共有＞  機密性の高い情報を取り扱う上で、信頼性の高いクラウドサービス採用によるセキュリティ環境の強化と、スムーズなデータ連携が行える環境整備に取り組んでまいります。  ＜電子調書化の推進＞  　業務の性質上、多くの書類を取り扱う中で、クライアントとのスムーズなデータ共有およびテレワーク等も踏まえた効率的な作業環境づくりに向けて、ソフトウェアを導入し電子調書化を推進しております。  ＜セキュリティ＞  DXを推進するにあたり、セキュリティ強化の取り組みを実施。具体例として、ファイアウォールを導入し、セキュアな社内ネットワークを構築、リモート環境も専用ツールを導入し、ツールとファイアウォールの2重でアクセスルートを制御、またグループウェアも会社で許可したデバイスのみ利用可の制御を実現 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 経営の意思決定機関として社員会を設置しており、基本方針（ビジョン）やDXの取り組み等は社員会の決定に基づいております。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所：『DX推進に向けた体制』 | | 記載内容抜粋 | ＜推進体制の強化＞  DX推進にあたっては、多様な視点、知見、アイディアが重要なポイントになるとの考えから、東京本部にて事業部門と管理部門の職員から構成された「Asahi DX プロジェクト」を新設し、「技術に精通した人材」と「業務に精通した人材」が融合してDXを推進しております。今後は、全社横断的なプロジェクトへ拡大し、更なる推進強化を図ってまいります。  ＜戦略推進に向けた人材育成＞  当法人は職員一人ひとりのスキルを高め、DX戦略を実現できるように人材の育成施策にも注力しております。  ・全体会議でのプロジェクト実施報告や社内研修会の定期開催  ・デジタル担当（専任）によるIT全般の質問窓口設置（専用チャット） |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所：『DX推進に向けた環境整備の方針』 | | 記載内容抜粋 | 事業部門や管理部門のデータ統合を目指した、各種データ整備（顧客情報、原価管理情報、人事情報等）への着手や、基盤システム、業務システムの再構築など、DX推進を加速できるシステム環境構築に取り組んでまいります。  　(補足)  ・電子申告の積極導入  ・クラウドサーバーの導入  ・NEWS LETTERの毎月配信  ・WEB会議の積極導入  ・電子契約書の導入  ・電子請求書の導入  ・電子調書化  ・ワークフローシステムの導入  ・AI-OCRの導入  ・RPAの導入  ・顧客管理システムの導入  ・生成AIの導入 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取り組みについて（第2訂） | | 公表日 | 2024年　　9月　　11日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ・公表方法：WEB  ・公表場所：HOME＞ナレッジ＞DXへの取り組みについて（第2訂）  ・記載箇所：『DX推進における指標』  ・URL：<https://www.asahitax.jp/knowledge/10475/> 　　　　　　　⇒ 　URL：<https://www.asahitax.jp/knowledge/other/> 　　　　　　　⇒ 　URL：<https://www.asahitax.jp/knowledge/12042/> | | 記載内容抜粋 | ① 電子申告利用率(法人)　　99.8％  ② 電子契約書締結率(法人)　　8.2％  ③ 電子請求書採用クライアント率(法人)　58.5％  ④ VBAおよびGoogle Apps Script社内利用数：20%以上  ⑤ RPAおよびAI-OCR活用状況：100時間（年）以上の工数削減を実現  ⑥ 生成AI（有償版）普及率：40％ |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　　9月　　11日 | | 発信方法 | ・公表方法：WEB  ・公表場所：HOME＞ナレッジ＞DXへの取り組みについて（第2訂）  ・記載箇所：朝日税理士法人のDX推進に向けてのビジョン  ・URL：<https://www.asahitax.jp/knowledge/10475/> 　　　　　　　⇒ 　URL：<https://www.asahitax.jp/knowledge/other/> 　　　　　　　⇒ 　URL：<https://www.asahitax.jp/knowledge/12042/> | | 発信内容 | ＜理事長メッセージ＞  **朝日税理士法人のDX推進に向けてのビジョン**  　朝日税理士法人はDX推進に向けて「デジタルを前提とした顧客起点の大幅な生産性向上と新たな価値創造への挑戦」というビジョンを掲げ、それに向けて日々研鑽しております。  　近年急速にデジタル化が進み社会の構造が大きく変化しつつあり、それは今後ますます顕著になってくるものと考えております。税理士業務も例外ではなく、電子申告をはじめとしてデジタル化が進んでいます。 　今後の税理士法人はデジタル化に対応するだけではなく、デジタル化が進む中で新たな価値を創出していかなければクライアントのニーズを満たすことはできず、また税理士法人としての社会的責任を果たすこともできないものと考えております。 　DXを推進し新たな価値の創造に取り組む税理士法人こそが今後社会やクライアントから受け入れられ、そうでない税理士法人は淘汰されていくと思われます。  　このため、私ども税理士法人のDX推進は必須と考えており、社会やクライアントの環境が目まぐるしいスピードで変化している中でデジタル技術を活用し、新たな価値創造へ挑戦していく所存です。また、Asahi DX プロジェクトを立ち上げ、DXを推進しております。 　朝日税理士法人は税理士業界で多々見受けられる紙の作業を中心とした労働集約型のビジネスモデルから脱却し、デジタル技術を活用することにより労働生産性を向上させ、クライアントに向き合う時間を増やし、コンサルティングの質と量を向上させ、また情報の提供等を積極的に行っていくことを考えております。 　デジタル技術を活用することにより情報の早期提供及び生産性の向上を随時提案していき、また新たなサービス価値の創出を目指してまいります。  理事長　中島　茂 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022　年　　9月頃　～　　　現在 | | 実施内容 | 自己診断の実施  「DX推進指標」による自己分析を行い、社内ポータルへ「DX推進指標自己診断フォーマット」を提出。  また、月1回に代表社員との定例とDX推進チームとの定例を実施しております。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022　年　　9月頃　～　　　現在 | | 実施内容 | 「SECURITY ACTION（二つ星）」宣言実施と  社内向け情報セキュリティ研修の実施 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。